

○財務省告示第二百九十号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和四年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。

令和三年十一月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

年〇・四パーセント